にかほ市過疎地域持続的発展のための 固定資産税の課税免除【提出書類一覧表】

課税免除申請書額 (原大第1号) (原大第1号) (原大第2号) (原大第2号) (原大第2号) (原大第2号) (原大第1号) (原大第2号) (原			チェッ	ック欄
① 固定管産促廃廃免除申請書 (様式第1号) ② 東存管産の明細書 (土地・家屋) (別紙1) ③ 取得管産の明細書 (投知) (別紙2) ④ 法人税法権行规則則法(6(1)、(2) - (特別債却を受けない場合) 特別債却を受けない返白書(物紙2) 重	番号	提出書類	初年度	
② 取得資産の明細書(土地・家屋)(別紙1) ③ 取得資産の明細書(土地・家屋)(別紙1) ④ 取得資産の明細書(土地・家屋)(別紙1) ④ 放得資産の明細書(土地・家屋)(別紙1) ⑤ 取得資産の財産の付本の写し (特別類型を受けない場合)特別資本を受けない選申書(別紙3) 3 個人租租等別措置や原保の課程条験を受けるための書類 (法人]法人得用告書の写し【個人】産車告書(育色申告書)の写し 対象事業・資本金の撮影が確認できる書類 (法人]法人得用告書の写し【個人】産車告書(育色申告書)の写し 対象事業・資本金の撮影が確認できる書類 (法人] 展歴事項全部証明書(写し可)【個人】産薬・会社援要・事業報告書等の写し 事業計画等が確認できる書類 (法人) 展歴事項全部証明書等 現稅廃の対象となる養産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類 「土地財産の日の翌日から起酵して1年以内に建物が廃土されていることが確認できる書類 「土地財産の日の翌日から起酵して1年以内に建物が廃土されていることが確認できる書類 「(土地の売買契約事、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分が必定をとさは、対象面積とその募出根拠等を記載したもの (家房」) 「家房」 「国定資産が板業減価償却明細書 工事消失知書、建築確認の確認活証、全部事項証明書等の写し 事業所気知書、建築確認の確認活証、全部事項証明書等の写し 事業所気知書、建築確認の確認活証、全部事項証明書等の写し 事業所気をの下面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置递歴が分かるようにマーク(着色)したもの 関取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計等及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその募出根拠等を記載したもの 【信却資産(機械及び装置)】 (情知資産・機械及び装置)】 (情知資産・機械及び装置) 「信知資産・機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色) に選回等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色) (信用状態が確認できるもの(生産工程表等) 資本金6,000万円越の法人の場合) 資本金6,000万円越の法人の場合 資本金6,000万円越の法人の場合) 資本報言の場合と、実所のために生産政権の部情設をした場合、生産作力が後前に比して経れ30%を建度上に増加していることが判断できる書類等(後側の仕様書、カタログ等) 解解素の場合	1	課税免除申請書類		
② 取得資産の明細素(領対) (別紙2) ② 渋人税法施行規則別表16(1)、② + (特別飲料を受けない場合) 特別償却の行表の写し (決別飲料を受けない場合) 特別償却の行表の写し (決別飲料を持ち、		① 固定資産税課税免除申請書 (様式第1号)		
③ 取得権産の財総書(償却) (別絵2) ④ 法人献法施行規則別表16(1)、(2) + (特別領面を受ける場合) 特別偏知の分別と (特別領面を受けるい場合) 特別偏知を受けない連由書(別紙3) 関税の租税特別措置や無税の課税免除を受けるための書類		② 取得資産の明細書(土地・家屋) (別紙1)		
② 法人保法施行規則対表16(1)、(2) 土 (特別債用を受けない場合) 特別億利を受けない理由書(別試) 国税の租稅特別措置や県税の課稅免除を受けるための書類 産業扱限機械参の取得等に係るの確認申請書 (別紙)		③ 取得資産の明細書(償却) (別紙2)		
		④ 法人税法施行規則別表16(1)、(2) +		
 産業振興機械等の政得等に係る確認申請者 (別派) 育色申告書を提出する事業者であることが分かる書類 【法人】法人税申告書の写し 【個人】 確定申告書 (青色申告書) の写し	2	国税の租税特別措置や県税の課税免除を受けるための書類		
[法人]法人税中告素の写し 【個人】確定申告書(青色申告書)の写し 対象事業・資本金の額等が確認できる書類 [法人] 限歴事項全部証明書(写し可) 【個人】定款・会社無要・事業報告書等の写し 事業計画等が確認できる書類 事業計画書、年次別事業計画書等 課税免除の対象となる資産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類 [土地] 固定資産台帳兼減価値相明細書 売買契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象価積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋と建築した場合》 土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) [家屋] 固定資産台帳兼減価値却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 問取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床価積の計算及び床価積が記載されているもの(未積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産申告書 ※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 変本念5、000万円趣の法人の場合 既存設備の取替え、更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して報330%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		産業振興機械等の取得等に係る確認申請書(別紙)		
(法人] 法人秘申告書の写し 【個人】確定申告書(青色申告書)の写し 対象事業・資本金の翻等が確認できる書類 (法人] 履歴事項全部証明書(写し可) 【個人】定款・会社概要・事業報告書等の写し 事業計画書、年次別事業計画書等 事業計画書、年次別事業計画書等 事業計画書、年次別事業計画書等 東北田書等の写し (正理] (正理] (日度)	3	青色申告書を提出する事業者であることが分かる書類		
「法人」履歴事項全部証明書(写し可) 【個人】定款・会社概要・事業報告書等の写し 事業計画等が確認できる書類 事業計画等、年次別事業計画書等 事業計画書、年次別事業計画書等 事業計画書、年次別事業計画書等 課稅免除の対象となる資産の取得口及び取得価額、対象部分が確認できる書類 [土地] 固定資産台帳兼減価償却明細書 飛買契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の口の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) [家屋] 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図 (位置図、配置図) 等で、対象となる資産の配置場面が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の人った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(球積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの [債却資産 (機械及び装置)] 債却資産申告書 ※対象資産にマーク (着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク (着色)したもの 使用状況が確認できるもの (生産工程表等) 資本金島、600万円越の法人の場合 原存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が後前に比して 概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等 (設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業と第3条第1項の規定による営業許可書の写し		【法人】法人税申告書の写し 【個人】確定申告書(青色申告書)の写し		
[法人] 履歴事項全部証明書(写し可) 【個人】定款・会社概要・事業報告書等の写し 事業計画等が確認できる書類 事業計画書、 年次別事業計画書等 課税免除の対象となる資産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類 【土地】 固定資産台帳兼減価償均明細書 光質契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象而積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の日の翌日から起募して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着予届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図 (位置図、配置図) 等で、対象となる資産の配置場所が分かる ようにマーク(着色)したもの 関取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産申告書 ※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの (生産工程表等) 資本金島、000万円種の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して 概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 解館業と類3条第1項の規定による営業許可書の等し	4	対象事業・資本金の額等が確認できる書類		
事業計画書、 年次別事業計画書等 課税免除の対象となる資産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類 [土地] 固定資産台帳兼減価償却明細書		【法人】履歴事項全部証明書(写し可) 【個人】定款・会社概要・事業報告書等の写し		
事業計画書、年次別事業計画書等 課税免除の対象となる資産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類 【土地】 固定資産台帳兼減価償却明細書 売買契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマータ(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】 (債却資産の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【信却資産(機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して	5	事業計画等が確認できる書類		
【土地】 固定資産台帳兼減価償却明細書		事業計画書、年次別事業計画書等		
固定管産台帳兼減価償却明細書 売買契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる 書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】		課税免除の対象となる資産の取得日及び取得価額、対象部分が確認できる書類		
プ買契約書、全部事項証明書等の写し 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】 償却資産申告書 ※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 7 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概れ30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業と第3条第1項の規定による営業許可書の写し		【土地】		
対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 《取得した土地に対象家屋を建築した場合》 土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】 億却資産申告書※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概約30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業と第3条第1項の規定による営業許可書の写し		固定資産台帳兼減価償却明細書		
 ●取得した土地に対象家屋を建築した場合≫土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類(土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】		売買契約書、全部事項証明書等の写し		
土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類 (土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) 【家屋】 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図)対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの【償却資産(機械及び装置)】 【償却資産(機械及び装置)】 億却資産申告書※対象資産にマーク(着色)配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの使用状況が確認できるもの(生産工程表等)資本金5,000万円越の法人の場合 で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの様別の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等)が確認の場合 旅館業の場合 旅館業の場合 旅館業の場合 ※館業の場合		対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの		
(土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書又は建築工事着手届の写し) [家屋] 固定資産台帳兼減価償却明細書 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの [償却資産 (機械及び装置)] 償却資産申告書 ※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 野存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる		
□ 固定資産台帳兼減価償却明細書	6			
 工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産 (機械及び装置)】 償却資産申告書 ※対象資産にマーク(着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業の場合 旅館業の場合 		【家屋】		
事業所全体の平面図 (位置図、配置図) 等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク (着色) したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産 (機械及び装置)】		固定資産台帳兼減価償却明細書		
ようにマーク(着色)したもの 間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】		工事請負契約書、建築確認の確認済証、全部事項証明書等の写し		
床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図) 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】				
対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの 【償却資産(機械及び装置)】		間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図		
【償却資産 (機械及び装置)】		床面積の計算及び床面積が記載されているもの(求積図)		
 償却資産申告書 ※対象資産にマーク (着色) 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク (着色) したもの 使用状況が確認できるもの (生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等 (設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し 		対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠等を記載したもの		
配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの 使用状況が確認できるもの(生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		【償却資産(機械及び装置)】		
マーク (着色) したもの 使用状況が確認できるもの (生産工程表等) 資本金5,000万円越の法人の場合 で存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等 (設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		償却資産申告書 ※対象資産にマーク (着色)		
7 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して 概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し				
7 既存設備の取替え・更新のために生産設備の新増設をした場合、生産能力が従前に比して 概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 8 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		使用状況が確認できるもの (生産工程表等)		
版特設備の取得と「契利のために生産設備の利用設をした場合、生産能力が促制に比して 概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(設備の仕様書、カタログ等) 旅館業の場合 8 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し	7	資本金5,000万円越の法人の場合		
8 旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し				
		旅館業の場合		
宿泊施設等のパンフレット類	8	旅館業法第3条第1項の規定による営業許可書の写し		
		宿泊施設等のパンフレット類		